

○石狩川流域下水道組合奈井江浄化センター自家用電気工作物保安規程

制 定 昭和61年8月1日 訓令第3号

第1章 総 則

(目的)

第1条 石狩川流域下水道奈井江浄化センター（以下「当浄化センター」という。）における電気工作物の工事、維持および運用の保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第74条第4項において準用する法第52条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(法令および規程の遵守)

第2条 当浄化センターの設置者および職員は、電気関係法令およびこの規程を遵守するものとする。

(細則等の制定)

第3条 この規程を実施するために必要と認められる場合には別に細則を制定する。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定または改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第5条 電気工作物の工事、維持および運用に関する責任の所在を明確にし、ならびに指揮命令系統および連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安業務を執行する組織構成はつぎに定めるところによるものとする。

(1) 事務局長は保安業務を総括管理する。

(2) 主任技術者は、法令およびこの規程に基づく保安監督の職務を適確に遂行するために当浄化センターの職員の中から選任する。

(3) 保安業務の分掌および関連する職位階層の職名は別表第1のとおりとする。

(4) 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統および連絡系統は別表第1のとおりとする。

2 主任技術者および電気工作物に係る保安業務に従事する者は別表第1のとおり配置する。

(設置者の義務)

第6条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定または実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立合わせるものとする。

(主任技術者の義務)

第7条 主任技術者は、事務局長を補佐し、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

2 主任技術者は法令およびこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

(職員の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合にその業務の代行を行なう者（以下「代務者」という。）は、あらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行なわなければならない。

(主任技術者の解任)

第10条 主任技術者が次の各号の一に該当する場合は、解任することができるものとする。

- (1) 人事異動等により解任の必要が生じたとき。
- (2) 主任技術者が病気により欠勤が長期にわたる等により、その職務を行なうのに不相当と認められるとき。
- (3) 主任技術者が法令またはこの規程に違反し、保安の確保上不相当と認められるとき。
- (4) その他解任するに足る理由のあるとき。

第3章 保安教育

(保安教育)

第11条 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識および技能の教育を計画的に行なわなければならない。

(保安に関する訓練)

第12条 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について少なくとも年1回実地指導訓練を行なうものとする。

第4章 工事の計画および実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事および改良工事（以下「保修工事」という。）の年度計画を立案し、上司の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第14条 電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当浄化センターおよびその他関連施設の業務活動等との調整を図り、上司の承認を経てこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める作業心得によって行なわなければならない。

5 作業心得は、つぎの各号について定めるものとする。

- (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間および危険区域の表示
- (3) 停電中のしゃ断器、開閉器の誤操作の防止措置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検および測定

第5章 保 守

(巡視、点検、測定等)

第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検および測定は別表第2に定める基準により行なわなければならない。

2 主任技術者は、別表第2に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行なうに当っては、当浄化センターの業務活動等との調整を図り年度実施計画を作成し、上司の承認を経てこれを実施しなければならない。

第16条 巡視、点検または測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設しまたはその使用を一時停止し、もしくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行ない、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転または操作

(運転または操作等)

第18条 電気工作物の運転または操作の基準は別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、つぎの各号について定めるものとする。

- (1) 平常時および事故その他の異常時における電気工作物の運転または操作を要する機器の操作順序および運転方法ならびに指令系統および連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理しまたは使用停止し、もしくは使用制限する等の応急措置ならびに報告または連絡要領
- (3) 北海道電力株式会社との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先および連絡方法の掲示

第7章 災害対策

(防災体制)

第19条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想を職員に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する浄化センター内の体制をあらかじめ整備し、ならびに浄化センター外関係機関との協力体制および連絡体制を整備しておくものとする。

第20条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、ただちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記 録

(記録)

第21条 電気工作物の工事、維持および運用に関する記録は別に定める細則による。又電気事故詳報は別表第3に定める所によるものとし、これらを3年間保存する。

2 主要電気機器の保修記録は別表第4に定める設備台帳により記録し必要な期間保存とするものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第22条 北海道電力株式会社との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点である気中区分開閉器電源側接続点とする。

(需要設備の構内)

第23条 需要設備の構内は別図のとおりとする。

第10章 雑 則

(危険の表示)

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを主任技術者において適正に保

管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、主任技術者において必要な期間保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第27条 関係官庁、北海道電力株式会社等に提出した書類および図面その他主要文書についてはその写しを主任技術者において必要な期間保存しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

別表第1～別表第4 (省略)

別図 (省略)